

<今号の内容>

1. 「地域公益活動」および「会計監査人の設置」について議論
～第 11 回社会保障審議会 福祉部会～
2. 税制改正大綱の決定、介護・障害報酬等の改定を受け関係国会議員を訪問

1. 「地域公益活動」および「会計監査人の設置」について議論 ～第 11 回社会保障審議会 福祉部会～

1 月 16 日（金）、第 11 回社会保障審議会福祉部会が開催された。

「地域公益活動」および「会計監査人の設置」を議題に厚生労働省から、以下カコミ内のおり見直しの考え方が示された。

1. 地域公益活動について

○社会福祉法人の本旨に従い、日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人が事業を行うに当たっての責務として位置付けてはどうか。また、その実績についての所轄庁への報告及び公表を義務付けてはどうか。（現況報告書への記載を想定）

○「再投下対象財産」（注）を保有する社会福祉法人に対し、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画（再投下計画）の作成を義務付けてはどうか。

「再投下計画」（仮称）には、社会福祉法人の目的・責務を踏まえ、①社会福祉事業、②「地域公益事業」（仮称）、③その他の公益事業に係る事業内容・規模を①～③の優先順位で検討の上、記載することとしてはどうか。

その際、「再投下計画」（仮称）における「地域公益事業」（仮称）は、地域の福祉ニーズを踏まえた無料又は低額な料金により行う公益事業（社会福祉法第 26 条に規定する公益事業）としてはどうか。

（注）「再投下対象財産」…利益剰余金から事業継続に必要な財産額（事業に活用する財産、建替自己資金・修繕費、手元流動資金）を控除した額

○再投下計画は、国のガイドラインに基づく公認会計士又は税理士の確認を受け、評議員会の承認を経た上で、所轄庁の承認を受けることとしてはどうか。また、所轄庁による承認は、以下の視点から計画の妥当性をチェックすることとしてはどうか。

- ・再投下対象財産と事業規模の妥当性
- ・自治体計画（介護保険事業（支援）計画等）や地域協議会等における意見等地域の福祉ニーズとの整合性

地域公益活動について委員からは、「措置施設における使途制限の緩和をする必要がある」、「地域公益活動については例示をし、そこから漏れるものをその他の公益事業とすべきではないか」などの意見が出され、本会武居副会長は、「再投下対象財産の算定にあたって、建物の建替、修繕に係る費用の算定方法については、一定のガイドラインを示すことも必要だが、法人の主体的な判断も認めてほしい」といった意見を述べた。

強い反対意見はなく、大筋は合意された。

2. 会計監査人の設置等について

○会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲については、監査の受入れ態勢や監査費用の負担能力を考慮し、一定規模以上の法人とすることが必要。その基準については、以下の要件のいずれかに該当する法人としてはどうか。

①収益（事業活動計算書におけるサービス活動収益）が7～10億円以上の法人（規模に応じて段階的に義務化）

【考え方】

・複数施設を経営する程度の事業規模を参考に基準を設定。

②負債（貸借対照表における負債）が20億円以上の法人

【考え方】

・収益10億円の法人の借入金返済負担可能額を、平均的な減価償却費率等を踏まえ収益の1割程度の1億円と仮定した場合の20年償還の借入金額（金利の影響は除外）が20億円となることを踏まえ設定。

○会計監査人による監査を受けるためには、法人において会計処理や内部統制の態勢を整える必要があることから、円滑な導入に向けた準備を促進することとしてはどうか。

○会計監査人による監査の義務付けの対象とならない法人については、

・公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る態勢整備状況等の点検等

・監事への公認会計士又は税理士の登用

を指導し、こうした取組を行う法人に対する所轄庁による監査の効率化を進めることとしてはどうか。

会計監査人の設置等について委員からは、「他産業の売上高比率を参考にすることが正しいのか」、「猶予期間は設けるにせよ、法人規模の大小に関わらず、会計監査人の設置は義務付けるべきではないか」「金額で区切るのではなく、複数事業を実施している法人は会計監査人の設置を義務付けるとすべきではないか」といった意見が出された。

また、会計監査人の設置義務付の目安である収益7億円～10億円という数字については、当面10億円を目安とし、順次7億円にまで引き下げるといった考えであると厚生労働省から示された。

その他に、「議論の内容を整理し、全体を見て、締めるところは締める。何もかも義務化すれば良いものではない」、「会計監査人の設置も重要だが、社会から必要とされる法

人規律となっているか、これまでの議論全体を見て検討しなければならない」といった意見が出された。

議論の最後に田中座長から、「日本の高齢化率は著しく、世界的にも日本がどんな政策を取っていくのか注目を集めている。アジアや欧米の参考となるような法律としていきましょう」と発言があった。

当日の資料は、今後下記URLに掲載されている。

なお、次回は1月23日（金）に開催される。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000071372.html>

2. 税制改正大綱の決定、介護・障害報酬等の改定を受け関係国会議員を訪問

平成27年度税制改正大綱において、社会福祉法人をはじめとする公益法人等の税制については引き続き検討することとされたことや、介護報酬および障害福祉サービス等報酬の改定率が決まったことを受け、高岡國士会長をはじめ本会役員および本会を母体として設立された全国社会福祉法人政治連盟の榎田匠会長は、自民党・公明党の各厚生労働部会や昨年11月に発足した社会福祉推進議員連盟（会長：衛藤晟一参議院議員）に所属する議員を中心に訪問した。これまでの尽力に対する御礼をお伝えするとともに、引き続き法人制度改革の議論ならびに介護・障害の現場におけるサービスの質の担保と職員処遇の改善について協力をいただくようお願いした。

訪問した議員は以下のとおり。（50音順）

【自民党】

伊吹 文明 衆議院議員（社会福祉推進議員連盟顧問）
衛藤 晟一 参議院議員（内閣総理大臣補佐官・社会福祉推進議員連盟会長）
尾辻 秀久 参議院議員（元厚生労働大臣・社会福祉推進議員連盟顧問）
加藤 勝信 衆議院議員（内閣官房副長官・社会福祉推進議員連盟幹事長）
白須賀 貴樹 衆議院議員（自民党厚生労働部会副部会長・
社会福祉推進議員連盟事務局長代理）
高鳥 修一 衆議院議員（自民党厚生労働部会長兼障害福祉委員長・
社会福祉推進議員連盟幹事）
田村 憲久 衆議院議員（前厚生労働大臣・社会福祉推進議員連盟会長代行）
丹羽 雄哉 衆議院議員（社会福祉推進議員連盟顧問）
野田 毅 衆議院議員（自民党税制調査会長・社会福祉推進議員連盟顧問）
福岡 資麿 参議院議員（参議院厚生労働委員会筆頭理事・
社会福祉推進議員連盟幹事長代行）
丸川 珠代 参議院議員（参議院厚生労働委員会委員長・
社会福祉推進議員連盟事務局長）

【公明党】

北側 一雄 衆議院議員（公明党税制調査会顧問）
斉藤 鉄夫 衆議院議員（公明党税制調査会長）
西田 実仁 参議院議員（公明党税制調査会事務局長）
古屋 範子 衆議院議員（公明党厚生労働部会長）

面会した国会議員からは、今後とも社会福祉法人にはしっかりと仕事をしてほしいと考えているとの期待が寄せられたほか、「介護報酬等の改定率を決める際には、しっかりとした経営状況のデータをもって、それを分析した正しい数字、根拠を示して意見を述べていく必要がある」、「あいまいなままに内部留保の議論がされているが、定義をした上でその多寡についての検討がされなければならない」といった意見が示された。

また、複数の国会議員から「我われも引き続き社会福祉法人制度の堅持に取り組んでいくが、そのためには、まずは社会福祉法人自身がガバナンスを高めていき、社会に示していくことが前提である」との指摘を受けた。

昨年夏からこれまでの間、都道府県経営協役員を中心に地元の国会議員等への陳情を重ねていただき、延べ 226 件の陳情報告を寄せていただいた。今後、これまでの御礼とともに引き続きのご支援をお願いすべく、それぞれフォローアップをお願い致したい。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）